

会 務 報 告

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの会務の概況を、下記のとおり報告いたします。

令和5年3月18日

愛媛県町村会長 佐川 秀紀

記

◎ 会 議

1 総 会

(1) 定 期 総 会

第75回定期総会は、2月25日午後3時57分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で県内9人の町長の出席を得て開催した。

総会は、佐川会長の挨拶にはじまり、中村愛媛県知事、中畑愛媛県議会議長から来賓祝辞を頂いた後、来賓紹介があった。

総会を暫時休憩し、佐川会長より、本来であれば、定期総会終了後来賓の皆様と9人の町長との意見交換会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、中止としたため、中村愛媛県知事、中畑愛媛県議会議長と9人の町長との意見交換の時間を設けたい旨の提案があり、一同了承した。

意見交換では、愛媛県の新型コロナウイルス感染対策等について意見交換を行った。

総会再開後、荒木全国町村会長からのメッセージ披露並びに祝電披露を行った。

続いて、令和4年1月27日の全国町村会理事会で自治功労者として表彰された伊予郡砥部町長の佐川町長に対して、河野副会長より表彰状の伝達を行った。

次に、事務局から総会の議事に入る旨を宣言し、規約第11条の規定に基づき、佐川会長が議長席に着き、議事録署名人に岡本松前町長、兵頭鬼北町長を指名し、次のとおり議事を進行した。

(報告第1号)「令和3年本会会務報告」を事務局から報告し一同了承。

最後に、議案第1号から議案第4号を審議した。(議案第1号)「令和4年度本会事業計画」、(議案第2号)「令和4年度本会会費の分賦方法」、(議案第3号)「令和4年度本会一般会計予算」、(議案第4号)「令和4年度本会特別会計予算」の4議案を一括上程し、審議の結果、異議なく原案どおり議決され、午後5時13分閉会した。

2 臨 時 総 会

○第1回臨時総会

7月19日「愛媛県自治会館2階会議室」において開催した。

〈議 事〉

- 1 (報告第1号) 令和3年度愛媛県町村会一般会計補正予算
- 2 (認定第1号) 令和3年度愛媛県町村会一般会計歳入歳出決算
- 3 (認定第2号) 令和3年度愛媛県町村会特別会計歳入歳出決算
- 4 (議案第1号) 令和3年度愛媛県町村会特別会計利益処分

4議案について事務局から説明があり、報告第1号については了承し、第2号から第4号までは、協議の結果それぞれ認定または決定された。

3 正副会長会

○12月4日「愛媛県自治会館」において「令和4年度第1回正副会長会」を開催した。

4 理事会

○2月21日「愛媛県自治会館2階会議室」において第1回理事会を開催した。

〈議 事〉

- 1 (議案第1号) 令和4年度愛媛県町村会事業計画
- 2 (議案第2号) 令和4年度愛媛県町村会会費の分賦方法
- 3 (議案第3号) 令和4年度愛媛県町村会一般会計予算
- 4 (議案第4号) 令和4年度愛媛県町村会特別会計予算
- 5 (議案第5号) 令和4年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算
- 6 (議案第6号) 愛媛県町村会全員連絡会規程の制定について

6議案について事務局から説明があり、協議の結果、それぞれ認定または決定された。

〈その他〉

- (1) 愛媛県町村会第75回定期総会について
- (2) その他

愛媛県市町各種事業総合協議会関係の役員任期満了について事務局から内容を説明し、一同了承した。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止により、会議での開催を中止し本会規約第23条の規定に基づき第2回理事会を書面審議で開催した。

〈議 事〉

(議案第1号) 令和3年度愛媛県町村会一般会計補正予算
書面審議の結果、原案のとおり決定された。

5 全員連絡会

○5月9日 令和4年度第1回開催

〈協議事項〉

- 1 愛媛県市町振興課からの連絡事項について
- 2 令和4年度町等公平事務委託費の負担について
- 3 令和4年度町職員研修会実施計画について

〈報告事項〉

- 1 令和4年度四国四県町村長・議長大会について
- 2 全日本自治団体労働組合（自治労）愛媛県本部の要請書について

〈その他〉

- (1) 次回の本会全員連絡会開催について
- (2) 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会について

○7月19日 令和4年度第2回開催

〈協議事項〉

- 1 愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターの活動について
- 2 愛媛県市町振興課からの連絡事項について

〈報告事項〉

- 1 日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部および全日本自治団体労働組合（自治労）愛媛県本部からの要請書について

〈その他〉

- (1) 次回の本会全員連絡会開催について
- (2) 町長特別研修会開催について

○12月27日 令和4年度第3回開催

〈協議事項〉

- 1 船員に対する住民税の減免措置について
- 2 松山大学大学院法学研究科について（生徒募集）
- 3 愛媛県市町振興課からの連絡事項について
- 4 国立大学法人愛媛大学医学部創立50周年記念事業寄附について

〈報告事項〉

- 1 日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部および全日本自治団体労働組合（自治労）愛媛県本部からの要請書について

〈その他〉

- (1) 本会理事会の開催について
- (2) 第76回定期総会の開催について
- (3) 令和5年度四国四県町村長・議長大会について
- (4) その他

6 四国四県町村長・議長大会

9月29日午後1時00分から、「徳島グランヴィリオホテル」において、開かれた。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席者を四国四県の正副会長に限定し、22人が出席した。

大会は、谷川徳島県町村議会議長会長の開会のことばがあり、四国四県町村会・議長会を代表して影治徳島県町村会長のあいさつのち、佐川本県町村会長が「宣言」を朗読し、決定。

次いで、飯泉徳島県知事、南徳島県議会議長ら各来賓の祝辞があった。また、荒木全国町村会長及び南雲全国町村議会議長会長からのお祝いのメッセージが披露され

た。

次に協議に入り、議長に中城高知県町村議会議長会会長を選出。次いで各提出議題の審議に移り、本県町村会副会長の河野久万高原町長から「農林水産業・地域の活力創造について」を説明した。次に、そのほか別項の議題について、各県代表からそれぞれ提案理由を説明し、審議の結果、いずれも採択され、次項の「決議（案）」を谷川香川県町村会会長が、「特別決議（案）」を岩城徳島県町村会副会長が朗読し、同じく採択された。更に、原田本県町村議会議長会会長が特別決議として「新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議」を朗読し採択した。

次に、昨年に引き続き、四国四県の魅力を発信するため共同アピールとして「四国八十八箇所霊場と遍路道について」を、村井香川県町村議会議長会会長が説明し、実現に向けて積極的に活動を展開するよう、満場一致で決定された。

なお、決議事項の実行運動方法等については、四県の町村会会長並びに議長会会長に一任された。

最後に、戸梶高知県町村会会長から閉会のあいさつがあった。

閉会后、記念講演に移り、S a n s a n株式会社代表取締役の寺田親弘氏から「テクノロジー×デザインで、人間の未来を変える学校神山まるごと高専の取り組み」と題して、講演があった。また、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の石田参事官補佐から「デジタル田園都市国家構想基本方針等について」の政策説明があった。

《四国四県町村長・議長大会提出議題》

- 1 地方財政の充実・強化及び地方創生の推進について
- 2 医療・福祉施策の充実・強化について
- 3 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の充実・強化について
- 4 四国地方の交通基盤等の整備促進について
- 5 農林水産業・地域の活力創造について
- 6 脱炭素社会の実現に向けて

宣 言

四国には、四国八十八箇所霊場をはじめ世界に誇れる独自の歴史・文化が根づいている。

また、多島美の瀬戸内海、黒潮躍る太平洋、美しい山々、素晴らしい田園風景など美しく豊かな自然があり、日本のふるさとの原風景が脈々と受け継がれている。

我々町村は、それぞれの地域が持つ豊かな自然、そこに暮らす人々の営み、そこから生まれた風習や伝統文化を大切にしながら、新たな価値を付加し、魅力ある地方を創生していかなければならない。

しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行は、変異株の猛威も加わり、今なお各方面に甚大な影響を及ぼしている。さらに、四国地方においては、急速な少子・高齢化の進展、大都市圏への人口流出などにより、農林水産業をはじめとする地域経済のみならず、集落活動や地域文化の担い手不足などで、地域活力は低下の一途を辿っており、特に、中山間地域や離島においては、買い物や移動手段といった生活面での不安も抱え、近い将来、集落の消滅さえ危惧されている。

この非常に困難な状況を打開すべく、国と地方は「地方の再生なくして日本の再生

なし」という強い信念を持ち、地方独自の創意工夫や国・地方の緊密な連携のもと、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々、四国57町村長と議長は、人々がふるさとに誇りを持ち、希望と活力に満ち溢れた地域社会を実現するため、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

令和4年9月29日

四国四県町村長・議長大会

決 議

- 1 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
- 1 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実・強化を図ること
- 1 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
- 1 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること
- 1 脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進すること

以上、決議する。

令和4年9月29日

四国四県町村長・議長大会

参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年7月に憲政史上初めて合区による選挙が実施され、合区の解消に向け再三の要望にもかかわらず、令和4年7月には3度目の合区による選挙が実施されたところである。

このような中、「特定枠」が導入されたものの鳥取県では、合区制度開始以降、連続で過去最低の投票率を更新する結果となった。島根県、徳島県、高知県の3県では前回は上回ってはいるものの、合区制度の導入前と比べると低い水準のままであり、自らを代表する議員が選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きな影響を及ぼし、合区を起因とした弊害が顕在化したままである。

このことは、コロナ後の社会を見据え、我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなるばかりか地方創生にも逆行するものである。

合区に対しては、地方六団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

については、早急に、憲法改正等により「合区の解消」を行い、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすることを強く求める。

新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議

新型コロナウイルス感染症については、基本的な感染防止対策の徹底やワクチン接種の加速化など、医療従事者をはじめ、事業者や関係団体、国民が一丸となって、感染防止対策に取り組んでいる。

四国地方においては、医療資源が乏しい地域も多く、感染拡大により地域全体の医療崩壊が危惧されるとともに、変異株の猛威も加わり、長引くコロナ禍で、観光業、飲食業、農林水産業など幅広い業種において、かつてないほどのダメージを受けるなど、医療提供体制の確保とともに、事業や雇用を守るための更なる支援の継続・強化が課題となっている。

こうした中、我々町村は、住民の安全・安心を確保し、暮らしへの影響を最小限とするため、地域における最善の方法を選択し、全力を挙げて様々な取組を進めている。

我々、四国57町村の町村長と町村議会議長は、全国町村会及び全国町村議会議長会と協調し、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に全力を傾注していく決意である。

国においては、国民の命と健康を守るため、引き続き、新型コロナウイルス感染症を早期に終息させるための徹底した対策を実施するとともに、地域経済や住民生活への甚大な影響を踏まえ、中小企業・小規模事業者や農林水産業者などの経営の継続と、地域住民が安定した日常生活を送ることができるよう、下記事項に係る各般の対策を確実に講じていただくよう、強く求める。

記

- 1 医療・介護・福祉等の提供体制の充実・強化を図ること
- 1 迅速・円滑なワクチン接種等への支援体制を強化すること
- 1 地域経済の再生・回復に向けた万全な対策を講じること
- 1 万全な地方財政対策を講じること
- 1 コロナ禍における子育て・教育支援施策を推進すること
- 1 国庫補助事業の柔軟な対応を講じること
- 1 孤独・孤立対策を推進すること

以上、決議する。

令和4年9月29日

四国四県町村長・議長大会

「四国遍路」の世界遺産登録の推進に関する共同アピール

「四国遍路」は、徳島・高知・愛媛・香川の4県をつなぐ空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1,400kmの壮大な寺院巡礼である。

この巡礼は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれるおもてなしの心で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える地域の「お接待」の三者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西

暦815年から、1,200年余の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」に象徴される「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、平成27年に文化庁により日本遺産として認定されているが、日本国内のみならず世界的に見ても普遍的価値のあるもので、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきものであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと言える。

四国の産官学民の関係団体は、四国遍路世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題の解決に向けた取組を進めており、平成28年8月には、文化庁に対して構成資産の保護措置や普遍的価値の証明などを盛り込んだ提案書を再提出したところである。

我々としても、引き続き国に対して、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、この文化遺産が効果的に保存・承継できるよう、世界遺産候補暫定一覧表へ早期に追加記載することを強く求めるものである。

今後、我々は、関係者との連携を強化し、一層の機運の醸成に積極的に取り組むとともに、すべての人を温かく受け入れてきた「四国遍路」の素晴らしさを幅広く周知するなど、世界遺産登録に向け、四国が一体となって取り組むことを強くアピールする。

令和4年9月29日

四国四県町村長・議長大会

7 副町長会

○8月4日午後1時から「松野町役場2階議場兼大会議室」において令和4年度第1回副町長会を開催した。

協議事項は次のとおり。

- (1) 愛媛県市町振興課からの連絡事項
 - ・人口減少の状況と要因について
 - ・公金収納のデジタル化について
 - ・行革甲子園2022の開催について
- (2) 各町からの提出議題（情報交換テーマ）について
 - ・移住政策について
 - ・DX推進に係る人材育成について
 - ・民間人材の導入状況について
 - ・防災士の活用について
 - ・「消防団員の確保策」について
 - ・定年引上げに係る高齢期職員の処遇等について
 - ・新聞等への広告掲載について
 - ・公費による広告費等の今後の取扱いについて
 - ・町民からの過度な行政干渉への対応について
 - ・外線電話の録音等について
- (3) 愛媛県町村会等について
- (4) その他
 - ・次期開催について

8 その他の会議

(1) 系統町村会等開催会議

- 1月27日 (一財) 全国自治協会評議員会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会、全国町村職員生活協同組合総代会 (テレビ会議)
- 3月 3日 都道府県町村会政務担当職員研修会 (テレビ会議)
- 10日 全国町村会臨時政務調査会 (テレビ会議)
- 4月14日~15日 全国町村会都道府県事務局長会議、全国町村会都道府県町村会事務局長研修会
- 27日 全国町村会政務調査会行政委員会、全国町村会政務調査会全体会議、全国町村会理事会・都道府県会長会
- 〃 四国四県町村会長・事務局長会議
- 5月12日 災害共済事業等事務研修打合会 (テレビ会議)
- 27日 政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議
- 6月16日 全国町村会政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務連絡会議
- 17日 (一財) 全国自治協会評議員会、全国町村会政務調査会・理事会・都道府県町村会長会・全国町村職員生活協同組合総代会
- 21日 本会会計監査
- 7月 7日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会
- 8月 1日 四国四県町村会・町村議会議長会合同事務局長会議 (Web会議)
- 9月 7日 災害共済事務連絡会議 (テレビ会議)
- 8日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会 (テレビ会議)
- 〃 全国町村会政務調査会行政委員会 (テレビ会議)
- 15日~16日 災害共済関係事業等加入推進及び火災予防運動等関係事務打合会 (web会議)
- 10月19日 四国四県町村会会長・事務局長意見交換会
- 20日 全国町村会理事会・都道府県会長会・全国町村会政務調査会
- 25日 中国・四国各県町村会災害共済事務連絡会議
- 11月16日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会・全国町村長大会運営委員会
- 17日 全国町村長大会
- 29日 全国町村会政調幹事会・災害共済事務連絡会議
- 12月13日 四国四県町村会事務連絡会議

(2) 各種関係会議

- 1月 7日 第2回愛媛県再生可能エネルギー導入促進調査検討委員会
- 2月16日 ねんりんピック愛媛のえひめ2023第2回総務・企画専門委員会 (Web会議)
- 3月 9日 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
- 14日 愛媛県農業信用基金協会令和3年度第4回理事会 (Web会議)

- 3月22日 令和3年度愛媛県林業労働力育成協議会
 23日 (一財) 愛媛県廃棄物処理センター令和3年度第3回理事会
 24日 令和3年度第4回えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議
 (Web会議)
 // (公財) 愛媛県国際交流協会令和3年度第2回理事会 (Web会議)
 25日 (公財) えひめ産業振興財団評議員会
 4月11日 自由民主党愛媛県支部職域・友好団体代表者会議
 21日 愛媛県新幹線導入促進期成同盟会令和4年度総会
 5月10日 令和4年度愛媛県消防協会第1回理事会
 11日 (一財) 愛媛県廃棄物処理センター令和3年度事業報告及び収支決算事務
 監査
 13日 (一財) 愛媛県廃棄物処理センター令和3年度事業報告及び収支決算事務
 監査
 16日 四国圏広域地方計画協議会担当者会議 (Web会議)
 18日 令和4年度愛媛県水防協議会
 20日 (公財) 愛媛県国際交流協会令和3年度事業報告及び決算に係る監事監査
 23日 (一財) 愛媛県廃棄物処理センター理事会
 24日 愛媛県信用保証協会2022年度第1回理事会
 26日 (一社) 愛媛県農業会議5月定例常設審議委員会
 // 第6回愛媛県県立学校振興計画検討委員会
 31日 愛媛県犯罪被害者等支援条例第1回検討会
 6月 6日 愛・野球博実行委員会令和4年度第1回総会
 7日 愛媛県農業信用基金協会役員推薦会議
 // 愛媛県人権教育協議会支部長・加盟団体長及び事務局長会
 8日 令和4年度愛媛県消防大会
 // 愛媛県社会福祉協議会第229回理事会
 10日 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
 // 令和3年度愛媛県障がい者スポーツ協会監査
 15日 えひめ産業振興財団定時評議員会
 20日 愛媛県高速道路交通安全協議会理事会及び通常総会
 22日 (公財) 愛媛県国際交流協会令和4年度第1回評議員会
 23日 (公社) 愛媛県畜産協会令和4年度第10回定時総会
 29日 えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議
 // (一社) 愛媛県観光物産協会第2回理事会
 // (一社) 愛媛県観光物産協会定時総会
 // (一社) 愛媛県観光物産協会第3回理事会
 30日 (一社) 愛媛県農業会議第109回通常総会
 // (一社) 愛媛県農業会議6月定例常設審議委員会
 7月 1日 愛媛県農業信用基金協会第60回通常総会
 14日 第58回献血運動推進全国大会

- 7月15日 第1回愛媛県地域日本語教育総合調整会議
 27日 マイナビオールスターゲーム2022視察
 29日 令和4年度第1回愛媛県再生可能エネルギー導入促進調査検討委員会
 8月29日 第7回「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会
 30日 (一財)愛媛県廃棄物処理センター令和4年度第5回理事会
 9月 9日 令和4年度愛媛県人口問題総合戦略推進会議
 10月11日 令和4年度第2回子どもの愛顔応援県民会議
 14日 全国植樹祭愛媛県準備委員会(第1回会議)
 27日 暴力追放30周年記念県民大会
 30日 サイクリングしまなみ2022
 31日 中央教育審議会初等中等教育分科会第9回幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
 // 令和4年度第70回愛媛県社会福祉大会
 11月 7日 令和4年度愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
 // 第137回中央教育審議会初等中等教育分科会
 8日 令和4年度愛媛県地方税務協議会
 10日 令和4年度愛媛県人権・同和教育研究大会
 22日 愛媛県社会福祉協議会第230回理事会
 25日 令和4年度第1回愛媛県地域交通活性化推進会議
 28日 愛媛県農業信用基金協会令和4年度3回理事会
 29日 愛媛県農業会議11月定例常設審議委員会
 30日 第2回愛媛県地域日本語教育総合調整会議
 12月 1日 令和4年度第1回愛媛県外国人材雇用・共生推進連絡協議会
 15日 愛媛県農業会議12月定例常設審議委員会
 16日 中央教育審議会初等中等教育分科会第10回幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(Web会議)
 19日 えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議
 22日 令和4年度第2回愛媛県再生可能エネルギー導入促進調査検討委員会

(3)式典等

- 1月 4日 2022年年賀交歓会
 3月22日 加戸守行元愛媛県知事お別れの会
 25日 中村愛媛県知事へ出馬要請
 26日 自由民主党愛媛県支部連合会第66回定期大会
 30日 愛媛県市長会・町村会「ウクライナ人道危機救援金」寄附贈呈式
 4月18日 マイナビオールスターゲーム2022 100日前記念イベント
 // 第39回ふるさと振興賞顕彰式
 6月 8日 第97回殉職消防職団員慰霊祭
 8月15日 愛媛県戦没者追悼式
 9月25日 松野町新庁舎及び防災拠点施設落成記念式典

9月27日 故安倍晋三国葬儀
10月 6日 令和4年度「小・中学生のふるさと学習作品展」の特別賞等作品審査会
29日 令和4年度「小・中学生のふるさと学習作品展」の特別賞作品表彰式
11月 3日 令和4年度愛媛県教育文化賞授賞式、令和4年度愛媛県功労賞授賞式
8日 (福) 愛媛県社会福祉事業団 設立50周年記念式典

◎ 要望等

1 要 望（陳情）

・ 6月2日・3日、7月25日 令和5年度 国の施策等に関する提案・要望

令和5年度政府予算の編成及び政策の決定に当たり、県並びに市町の発展にとって重要不可欠な提案・要望（項目のみ抜粋）を重点施策として取りまとめ、本会及び愛媛県、愛媛県市長会との連名により、国に対して要望を行った。

令和5年度 国の施策等に関する提案・要望

平素、愛媛県並びに県内市町の行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

現在、我が国では、2年以上にわたり新型コロナウイルスとの闘いが続き、さまざまな分野に影響が生じておりますが、一方で、コロナ禍を契機として、人々の価値観やライフスタイルが大きく変わりつつあり、こうした社会変化を前向きにとらえ、将来の成長につなげていく必要があると感じています。

愛媛県では、感染防止対策の徹底を図りつつ、社会経済活動を前に進めていくための各種施策を積極的に展開しているところであり、特に、コロナ禍での変化をふまえ、地域の持続的な発展には、DXの推進が極めて重要との考えの下、本県のデジタル戦略の指針となる「あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン」を策定し、地域経済の将来を担うデジタル人材の育成と県内産業のDXを両輪として、県民所得の向上や県民が広くデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指すこととしております。

また、平成30年の西日本豪雨災害からの創造的復興に向け、被災者の生活再建支援やかんきつ園地の再編復旧、復興を後押しするイベントの開催等に取り組むとともに、県政の3本柱である「防災・減災対策」^{えがお}、「人口減少対策」、「地域経済の活性化」の一層の深化に努め、「愛顔あふれる愛媛づくり」第3ステージの総仕上げに、「オール愛媛」でまい進していく所存です。

国におかれましては、最優先課題である新型コロナ対策に加え、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るため、科学技術の振興やデジタル田園都市国家構想、経済安全保障、国土強靱化などに取り組んでおられるところですが、本県の施策を実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、防災・減災対策や地域経済の活性化に欠かせない社会資本の整備、地域の実情に即した事業を推進する上での各種制度の創設や見直しなど、これまで以上に強力な国の御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題をふまえ、愛媛県並びに県内市町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を重点施策として取りまとめましたので、令和5年度政府予算の編成および政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事
愛媛県市長会長
愛媛県町村会長

中村時広
武智邦典
佐川秀紀

《要 望 項 目》

【最重点項目】

I 西日本豪雨災害からの創造的復興

- 1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について
- 2 肱川緊急治水対策の推進について

II デジタル技術及びデータを活用した課題解決・価値創造

- 3 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に係る総合的な支援の充実について
- 4 ITエンジニアを含むデジタル人材の育成・確保への支援について
- 5 次世代のデジタル人材を育む学校DXの推進について
 - 〔1〕STEAM教育の推進と情報教育・産業教育の実践
 - 〔2〕教育の情報化の促進

III 防災・減災対策

- 6 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
 - 〔1〕大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための防災・減災対策の総合的な推進
 - 〔2〕地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進
 - 〔3〕社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進
 - 〔4〕南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備の推進
 - 〔5〕総合的な土砂災害対策の推進
 - 〔6〕治水事業の推進
 - 〔7〕水道施設の防災対策等の推進
 - 〔8〕公共施設等の耐震化の促進
- 7 伊方発電所の安全対策の強化等について
- 8 原子力防災対策の充実・強化について
- 9 大規模災害時の円滑な相互支援体制整備等のための防災業務の標準化の推進について
- 10 四国の鉄道の維持・活性化について
 - 〔1〕四国への新幹線の導入
 - 〔2〕鉄道災害復旧支援制度の拡充
- 11 高規格道路の整備推進について
 - 〔1〕高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消
 - 〔2〕高速道路ネットワークの機能強化・利便性の向上
- 12 松山空港の機能拡充について
 - 〔1〕ターミナル地域の整備促進
 - 〔2〕CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実・強化
 - 〔3〕進入管制空域の返還

IV 人口減少対策

- 13 持続可能な地域づくりを担う多様な人材の誘致・確保について
- 14 教員の業務負担軽減に関する支援について
- 15 医師確保対策について
 - 〔1〕医師確保対策
 - 〔2〕災害医療従事者の育成・確保への支援
- 16 ドクターヘリの運航に対する支援等について
- 17 きめ細かな不登校対策等の推進について

V 地域経済の活性化

- 18 海事産業への支援の強化について
- 19 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について
- 20 農林水産物の輸出拡大について
- 21 アコヤガイ大量へい死への対応について
- 22 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

【重点項目】

I 防災・減災対策

- 23 緊急土砂災害対策の推進について
- 24 大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事の推進について
- 25 地域全体で取り組む「流域治水対策」の推進について
- 26 J R松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について
- 27 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備推進について
- 28 国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討について
- 29 地域公共交通ネットワークの維持・確保について

II 人口減少対策

- 30 少子化対策・子育て支援の充実について
- 31 安全・安心な教育環境整備の促進について
- 32 愛媛大学大学院地域レジリエンス学環（修士課程）設置に伴う運営支援について
- 33 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて
- 34 脱炭素社会の実現に向けた対策の拡充について
- 35 資源循環の促進に向けた取組の強化について
- 36 再犯防止に関する取組の推進について
- 37 エネルギーの安定供給の維持・確保について
 - 〔1〕再生可能エネルギーの導入促進
 - 〔2〕エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化
- 38 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について
 - 〔1〕警察基盤の強化
 - 〔2〕交通安全施設更新事業の計画的な推進

III 地域経済の活性化

- 39 離島振興法の改正・延長について
- 40 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について
- 41 産業創出支援の強化について
 - 〔1〕創業支援の強化
 - 〔2〕高機能素材を活用した産業創出への支援
 - 〔3〕事業承継・第二創業等への支援強化
- 42 職業能力開発施策について
 - 〔1〕地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の拡充・弾力化
 - 〔2〕「若者の技能検定受検料減免措置」対象者の再検討
- 43 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の拡充について
- 44 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について
- 45 果樹経営支援対策の充実・強化について
- 46 家畜伝染病に対する防疫体制の強化について

- 47 畜産経営支援対策の強化について
- 48 林業の成長産業化に向けた支援の強化について
- 49 持続可能な水産業の確立に向けた技術開発の強化について
- 50 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について
- 51 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実について
- 52 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について
- 53 地方の文化芸術施策への支援について

・ 11月10日 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

この要望は、「愛媛地方税滞納整理機構」に対する補助金、県職員の派遣について、引き続き県・市町が連携して、市町税・個人県民税等の徴収率向上に万全を期さなければならない。そこで、同機構を安定して運営するためには、県からの補助金及び管理職員の派遣は欠かせないことから、本会及び県市長会との連名により、県知事・県議会議長に対し面談等により要望を行った。

「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、県内の地方自治の振興発展に格別のご尽力を賜っておりますことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛地方税滞納整理機構は、県内全市町で構成する一部事務組合として、平成18年4月1日に設立されました。

以来、今日まで県ご当局の積極的な支援等によって市町税・個人県民税等の徴収に多大の成果を上げており、とくに機構設立後の効果額としては16年間で175億円4千万円余に及ぶとともに、完納件数、完納率及び徴収率ともに高い水準で順調に推移するなど、税の公平性の確保と財政難に苦慮する県内市町の財政健全化に大きく寄与しております。

しかしながら、依然として市町税・個人県民税等の滞納額は多額であり、この解消を図るとともに、納税環境を整備するためには機構の存続が不可欠であります。

つきましては、引き続き県と市町が連携して徴収率の向上に万全を期すため、次年度以降も県の補助金及び管理職員の派遣についてご支援くださいますよう、愛媛県市長会、愛媛県町村会の総意により強く要望します。

令和4年11月10日

愛媛県市長会長 武 智 邦 典
愛媛県町村会長 佐 川 秀 紀

・ 11月17日 四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望

9月29日徳島県徳島市で開催された「四国四県町村長・議長大会」の決議事項については、関係方面へ文書をもって要望するとともに四県会長が上京の機会にそれぞれ強力に要望することとなったため、本県選出国會議員、各県知事、県議會議長、県主管部長・課長に面談等により実現方を要望した。

[要望書提出先]

- 政 府＝内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官（3人）
国 会＝衆議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財務金融委員長、
予 算 委 員 長、参議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財政
金 融 委 員 長、予 算 委 員 長、四国四県選出衆・参国會議員
政 党＝自由民主党（総裁、副総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長）、
公明党（代表、幹事長、政務調査会長）、立憲民主党（代表、幹事
長）、日本維新の会（代表、幹事長）、国民民主党（代表、幹事長）、
日本共産党（幹部会委員長、書記局長）
そ の 他＝全国町村会長、全国町村議會議長会会長、四国四県知事、同県議會議
長、同主管部局長・課長

令和4年11月17日

殿

四国四県町村長・議長大会

香川県町村会会長	谷 川 俊 博	㊟
香川県町村議會議長会会長	村 井 勉	㊟
愛媛県町村会会長	佐 川 秀 紀	㊟
愛媛県町村議會議長会会長	原 田 達 也	㊟
高知県町村会会長	戸 梶 眞 幸	㊟
高知県町村議會議長会会長	中 城 重 則	㊟
徳島県町村会会長	影 治 信 良	㊟
徳島県町村議會議長会会長	谷 川 真 二	㊟

四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望について（要望）

平素は、地方自治の振興発展の為格別の御指導、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る9月29日徳島市において四国四県町村長・議長大会を開催し、満場一致をもって別添のとおり決議いたしましたので、これらの実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 地方財政の充実・強化及び地方創生の推進について

（要 旨）

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、人口減少社

会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全など諸課題に積極的に取り組んでいる。

また、四国地方では、加速度的に進む少子高齢化や大都市圏への人口流出が地域の活力や経済活動に深刻な影響を与えており、我々、町村においても、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めているところである。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞により、地方財政運営にも支障が発生する懸念がある。

よって国においては、地方税財政を充実・強化し、地方創生の取組を強力に推進するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 財源の充実について

(1) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、過疎・辺地・離島等の条件不利地域のあらゆる補助事業の補助率に地域条件を加味すること。

また、国の施策により新たな行政需要が生じた場合、必要となる財源については、同水準ルールの外枠で適切に措置し、単位費用の減額による地方一般財源総額の調整を行わないこと。

なお、地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税收減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。

(2) 公共施設の除却等に関する地方債の特例措置は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理計画に基づく公共施設等の除却について、経費の90%を地方債で充当できるところであるが、自治体による地域再編整備等が円滑に実施できるよう当該地方債に対して交付税措置等の財政支援を拡充すること。

(3) ゴルフ場利用税は、所在町村特有の行政需要に対応しており、不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。

(5) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等の充実により財政基盤を強化するとともに、過疎地域の多様な財政需要に対応できるように過疎対策事業債の必要額を確保し、対象事業の拡大、充実・強化を図ること。

(6) 町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実・強化すること。

(7) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境整備（GIGAスクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持

や更新のための費用についても支援すること。

- (8) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、町村の人材育成を支援すること。

また、条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業に要する経費については、財源の乏しい町村の実状や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

- (9) すべての町村が地域の特性・実情に応じてグリーン社会の実現に取り組めるよう、総合的な交付金・基金等の創設をはじめとする支援策を講じること。
- (10) 今後、市町村事務処理にかかる標準的なシステムへの移行を推進する際には、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。
- (11) 新たに創設された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず意欲のある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和を行うとともに、財源の拡充を図ること。

2 地方創生の推進について

- (1) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は東京圏への一極集中や地域間格差の是正など構造的問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに地方が自立して効果的な取組を継続することができるよう、安定した十分な財源を確保すること。

- (2) 町村が策定した第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。

また、地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充し継続的な交付金とすること。

さらに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

- (3) 新たに「こども家庭庁」が設置されるが、少子化対策は総合的な取組が必要であり、「子ども・子育て支援新制度」については、質の充実に向けて、1兆円超の必要な財源を確保すること。

また、保育士の人材確保、処遇改善や乳幼児の医療費無料化を国の制度として実施するなど、子育てのしやすい環境を整えること。

- (4) 地方大学や専門学校等は、地域活性化に不可欠であり、地方に若者を留める受け皿となっている。コロナ禍においてDXが急激に進むなか、地方から大都市圏への人の流れを変えていくために、地方大学等の魅力を高める取組に対して支援を行うなど、地方における教育機関の機能を強化し、積極的に地方の人材確保を図ること。

- (5) 地方における雇用の創出のため、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、ITベンチャー企業など新しい分野や商品にチャレンジする企業を積極的に支援すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の観光業は極めて深刻な状況にある。観光の振興は、地域の雇用創出、維持につながり、地域活性化の原動力でもあることから、持続的な観光地域づくりを推進していくため、激減した国内・外からの観光客の誘客や観光インフラの整備等の観光振興に関する町村の取組を積極的に支援すること。

また、地域活性化に寄与することが期待される関係人口の拡大に向けて支援の拡充を図ること。

(7) 町村の山間部の集落においては、地上デジタル放送の難視聴地域があり、難視聴解消のための共同受信施設を受益者が自己資金で設置・管理して対応している。今後、施設老朽化等による修繕や更新に伴う費用の増加が見込まれていることから、住民の不安払拭及び負担軽減のためにも、民間事業者によるインターネットを利用した地上波テレビ配信サービスの提供地域拡大の加速化を促進すること。

2. 医療・福祉施策の充実・強化について

(要 旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっている。

また、少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小に加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大など、近い将来、国家的な危機を招きかねない課題となっている。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療対策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、更には「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障害福祉施策等に対する住民ニーズは、高度化、多様化している。

また、介護保険制度については、介護ニーズの高度化・多様化に対応しうる人材の確保・質的向上が喫緊の課題となっている。

こうした中、町村がそうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めていかななくてはならない。

よって、国においては、総合的な医療・福祉・少子化対策を充実・強化するため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

(1) 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるへき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

(2) 市町村が実施している子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置について、未就学児までの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額措置は平成30年度から廃止されたところであるが、本来、医療費助成は国が統一的に行うべきものであることから、未就

学児までの医療費助成に係る減額措置に限らず直ちに全面的に廃止するとともに、国の制度として子どもの医療費助成制度を創設し、町村の財政状況に関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。

また、子どもの医療費に限らず、重度障害者やひとり親家庭等の医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

- (3) 子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を講じること。

- (4) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施について、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方と十分協議すること。

また、事務処理等について引き続き丁寧な説明を行うとともに、実施に支障がないよう万全の措置を講じる他、事務負担の増に伴う人件費及びシステム改修費をはじめとする諸費用等について財政支援を行うこと。

- (5) 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善に重点を置いた雇用管理改善などの働く職場の環境改善への取り組みを更に推進すること。

- (6) 児童生徒を交通事故や生活上の事故及び地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全三領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育の徹底と質的向上のために、授業時間の確保や教員のスキルアップをはじめとする人的体制の強化を図ること。

- (7) 障害者福祉施策については、サービス確保の観点から、市町村が行う障害児・者の福祉サービスを実施するために必要な相談支援事業所の運営費補助制度を創設するなど、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討するとともに、相談支援員の確立に向けた持続可能な制度を目指すこと。

- (8) 介護保険における「保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の規模別の評価に係る区分については、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、見直しを行うこと。

また、評価指標による保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公開されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限考慮すること。

- (9) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、介護保険料の財政措置を増やすこと。

- (10) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や国保税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

また、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。

- (11) 市町村国保を含め保険者が実施する生活習慣病の発症や重症化予防対策の取組は、今後ますます重要となることから、若年層の早い段階から全国統一基準で健診等を実施できるよう特定健診の対象年齢を引き下げるとともに、

その際の市町村国保に生じる経費については、現行の特定健診等の費用と同様に国が責任をもって財源措置を行うこと。

また、国保の保健事業への助成額についても上限枠を拡大すること。

- (12) 国保制度改革に伴う県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。
- (13) 予防医学、医療技術及び製薬技術等の進歩により、効果のある先進医療や薬剤が国民に提供できるようになってきたが、一方で子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応などが現実発生しており、その予防や救済支援などの対策については、既に国や自治体で対策が講じられているものの、こうした副反応と製剤の因果関係及び治療法の早期究明と、より手厚い有症状者の救済支援や通常の手当では不足する交通費等を独自に助成している自治体への助成制度の創設を図ること。
- (14) 介護離職ゼロを達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保により介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。
- また、中山間地域等の条件不利地域においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。
- (15) 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関として、重要な役割を担っていることから、全国一律の基準で分析されたデータに基づいた拙速な再編統合を強制しないこと。
- また、今後の地域医療構想調整会議では、国が関与することなく開催され、地域医療における医療提供体制を確保するという観点から、地域住民の命と健康をどう守り続けていくかということを中心に議論すること。
- その際には地域住民、医療関係者、自治体関係者などの声を真摯に受け止めて、必要な病床を確保するという観点で議論を進めること。
- (16) 児童虐待防止のため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- (17) 居住地の別に関わらず、母子健康事業や、保健・福祉・医療等の関係機関の連携によって効果的な運営がなされ、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活が出来るよう、一貫性のある支援を行うこと。特に、産前・産後うつをはじめとするハイリスク群は産科施設の多職種による早期の適切な支援により予防効果があることから、精神科あるいは心療内科と円滑に連携可能となるようなシステムを構築すること。
- (18) 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を利用する場合にはグループホームの住所地に住民登録を行うことになっているが、グループホーム所在地の市町村以外から入所した場合、所在地の市町村の財政負担が大きくなり、また、住民が施設に住民登録をしないまま入所するケースが出るなど、介護保険サービスと行政サービスのずれが生じることからグループホームは特定地域密着型介護サービスとして、介護保険制度における「住所地特例」として追加し、「住所地特例」の適応範囲を拡大すること。
- (19) 児風しんに関する追加的対策については、町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、必要な対策を講じること。
- (20) 新たに設置されるこども家庭庁においては、自治体の意見を十分に踏まえ、あらゆる境遇の子どもや、子育てを行う親の視点に立った政策を進めるとと

もに、実施にあたっては町村の事務負担の軽減・予算措置を図り、速やかな情報提供に努めること。

3. 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の充実・強化について

(要 旨)

四国地方においては、南海トラフを震源とする巨大海溝型地震や中央構造線活断層帯による大規模直下型地震、さらには太平洋沿岸地域での遠地津波による被害の発生が懸念されている。

特に南海トラフ沿いで起こるM8～M9クラスの地震については、政府の地震調査委員会は、今後30年以内に発生する確率を70～80%程度と公表しており、その切迫度がますます高まっている。

さらに、四国地方は急峻な山地や河川が多い地形的条件に加え、台風の大型化や頻発化する集中豪雨などにより、大規模な水害や土砂災害の発生が今後さらに多くなる恐れがある。

このような大規模災害は、人々の生活や社会の仕組みを一気に破壊し、地域の過疎化や人口減少を加速させかねない。また、災害復興には幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に、多大な労力と時間を要する。迅速かつ円滑な復旧、復興を可能とするには、大規模災害が起こる前に被災イメージを想定し、ハード・ソフト両面からの対策をあらかじめ講じる「事前復興」の推進が必要である。

よって、国においては、四国地方の実情を強く認識し、南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実・強化を計画的かつ着実に進めるため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 住民の生命・財産を守る災害に強い県土づくりを進めるために、海岸・河川堤防の耐震化や嵩上げを迅速かつ強力に促進することから、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 南海トラフのどこで、いつ地震・津波が発生するのか予測不可能であることから、地震や津波を即時に検知できるよう南海トラフ全体での観測体制を構築し、四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。
- (3) 南海トラフ地震対策のうち、用地取得を伴う防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (4) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。
- (5) 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などの中に、南海トラフ地震対策特別措置法における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (6) 行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設の高台移転について、必要な財政支援措置を講じること。

- (7) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、農業用ため池における防災工事の推進、上下水道施設の耐震化の促進、地震・津波対策としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難施設の整備、緊急輸送路確保のための道路の整備、橋梁の耐震化、法面の防災対策、港湾・漁港の整備や土砂災害からの保全、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な予算を確保するとともに、国費率の嵩上げを行うこと。
- また、中山間地域における孤立防止対策など震災対策を推進すること。
- (8) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、津波浸水想定区域外への災害支援拠点を整備する制度を創設すること。
- (9) 住宅の耐震対策に必要な財源を確保するとともに、簡易な耐震改修をはじめ耐震改修と併せて行うリフォームや感震ブレーカーの設置等、火災予防対策も補助的に追加すること。
- (10) 南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うとともに、自治体を実施する同情報の啓発に対する人的支援や財政の支援の実施、事前避難における災害救助法の適用の拡充などの措置等の充実・強化を図り、「防災対策」の実行性を確保する体制づくりを行うこと。

2 防災・減災対策の推進について

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。
- また、「緊急浚渫推進事業」、「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、迅速かつ、効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡充するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- (2) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性がある箇所を調査を進めるとともに、土砂災害発生時における安全避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。
- (3) 氾濫や越波などの水害及び土砂災害の未然防止や軽減、また災害予防が確実に実施できる仕組みを構築するとともに、河川改修事業・海岸事業・砂防事業・治山事業等の早期整備を推進すること。
- (4) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財政支援措置を講じること。
- (5) 頻発する災害からの復旧復興を円滑かつ確実に進めるため、国と地方が行っている災害復旧事業と災害復旧に必要な幹線道路の維持修繕を行うための新たな財源を確保すること。
- (6) 住民の避難施設など極めて公共性・公益性の高い施設建設を円滑に進めるため、所有者不明土地などについては、用地取得によらず、地方自治体において例えば、地上権と同様の権利を設定し、そのような土地が有効利用できる法制度を検討すること。
- (7) 被災者の安否確認や、負傷者等の救命、更には医療活動の状況の把握・共有が図られるような携帯電話や通信衛星等を活用した通信手段の構築など、情報通信手段の確保や、避難者に対する精神面のケア、救援物資等の受入れや配布などの体制整備に伴う制度の確立と財政支援措置を講じること。
- (8) 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、

自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための、さまざまな人的・財政的支援を拡充すること。

- (9) 災害発生時でも水道水の安定供給を確保するため、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等について、必要な財政支援措置を講じること。
- (10) 防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備及び更新について、財政措置を充実強化すること。
- (11) 土砂災害警戒区域内にある既存の避難施設が、避難者の滞在時に土砂災害等で被災しないよう、被災防止対策を実施するための財政的支援を講じること。
- (12) 災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援措置を創設すること。
- (13) 感染防止のため多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

4. 四国地方の交通基盤等の整備促進について

(要 旨)

四国8の字ネットワークは、本州四国連絡高速道路と一体となって、全国の高速交通ネットワークを形成し、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進するとともに、災害時の緊急輸送道路の確保の面からも、極めて重要かつ根幹的な交通基盤である。

地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し自立的に発展するため、そして、平時の救急医療をはじめ、南海トラフを震源とする巨大地震や豪雨災害等への備えなど住民が安全で安心な生活を営んでいくために、今まさに、その早急な整備が求められている。

また、四国地方における公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、加えて新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、危機感はいよいよ高まっている。利用者の少ない地方の鉄道の在り方については、今後、「特定線区再構築協議会」(仮称)などで検討が行われることとなっているが、将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築することは、我々、四国の町村にとって大きな課題となっている。

さらに、現在、国において進められている「地方創生回廊」構想を実現するためには、高速道路網等の整備とあわせて、全国で唯一の新幹線空白地域である四国地方に、新幹線が整備されることが必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 四国地方の活性化や自立的発展に必要な不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、災害時の緊急輸送道路の確保や生活者重視の視点を踏まえ、ミッシングリンクの解消及び現在暫定2車線と

なっている区間の4車線化を含め、一日も早い整備を図ること。

- (2) 道路整備の遅れた地方の実情を認識し、経済性や効率性のみを優先することなく、地域の孤立化を防ぎ、救助・救援活動の支援や緊急物資の輸送などにおいて、地方が必要としている道路に対して十分な予算を確保し、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。

また、道路の老朽化対策について、点検、診断に対する財政措置を充実させ、町村負担の軽減を図るとともに、次回点検以降は、健全性に応じた点検手法が可能となる点検・診断システムの構築を図ること。

- (3) 中山間地域や離島地域をはじめ、地域住民が安心して暮らせる地域づくりのために、地域交通機関の運行支援に関する制度の拡充や自治体への財政支援策を強化すること。

また、地域公共交通網の維持・確保及び充実のため、経営基盤が脆弱な交通事業者に対して、経営の安定化を図られるよう必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図ること。

加えて、地方の鉄道の在り方について協議する「特定線区再構築協議会」（仮称）においては、路線の存廃を前提とせず、地域の将来と利用者の視点に立った結論が得られるよう、国が主体的な役割を果たすこと。

- (4) 四国の新幹線の整備計画格上げに向けた法定調査に関して、令和5年度予算措置を講じるとともに、新幹線整備予算を拡充すること。

5. 農林水産業・地域の活力創造について

(要 旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全や浄化、人と自然との豊かなふれあいの場としての機能などを有する、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、これらの地域においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っている。

特に、農業産出額等の約4割を占める中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩や、新型コロナウイルス感染拡大による影響などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増している。

また、TPP11協定などの大型経済連携協定が相次いで発効されるなど、急速な経済のグローバル化により、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与えることが懸念される。

国においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組を積極的に推進することが必要である。

よって、国においては、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の振興について

(1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域では、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情や需要に応じて米づくりを推進すること。

(2) 日本の原風景ともいえる農林水産業の営み、とりわけ農業については、貿易自由化の推進により競争力の弱い中山間地域の農業に大きな影響が懸念されていることから、国の責任において、中山間の小規模経営体においても将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができるような施策の実行や必要な予算を拡充すること。

(3) 農地や森林の持つ役割が大きくクローズアップされる中で、国土保全、国土強靱化の一環として、農地や山林を適正に管理する農林家を評価、支援するため、中山間地域等直接支払制度の拡充や新たな所得補償制度の創設を図ること。

(4) 日米貿易協定・TPP11協定・日欧EPAにより影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講じること。

(5) 各地域にとって最適な施策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金」（仮称）を創設するとともに、地域の取組を状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。

(6) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた対策を講じること。

(7) 木材の需要拡大に向け、CLTなど木材製品の高品質化や加工流通体制への支援、木質バイオマスの利活用の推進、建築物の木造化・木質化及び非住宅木造建築の設計・整備への支援等による国産材の利用促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。

(8) 森林・林業基本計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用②「新しい林業」に向けた取組の展開③新たな山村価値の創造等を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

(9) 森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や林業就業希望者を支える仕組みとして、林内路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備に加え、人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった制度を創設すること。

(10) 森林資源を有効活用するため、大規模な施業委託型林業とともに小規模で参入しやすい小規模林業を推進するための制度を創設すること。

(11) 森林・林業基本計画を着実に実施するとともに、森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び県による支援の強化を図ること。

また町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額（林野水産行政費）の測定単位に「森林の傾斜地面積」を考慮すること。

(12) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、地球温暖化対策としての

森林吸収量 2.0%（2013 年総排出量比）を確保するとともに、豊富な人工林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築するためには、施業の集約化を図り、間伐や路網の整備、主伐後の再造林等を推進する必要があることから、持続可能な林業の推進に必要な予算を確保すること。

- (13) 米国での住宅ブーム等により、世界的に木材価格が高騰し、いわゆる“ウッドショック”が続いている。昨年改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共の建築物はもとより一般の住宅を含めた建築全般の木材利用を促進すること。

また、今後も木材の安定した取引が続くよう支援するとともに、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めるためにも、若い人達が地域にとどまれるよう、夢と希望を持って働ける仕事場の整備と担い手確保のための財政的な支援をすること。

- (14) 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。

また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細やかな支援を実施すること。

- (15) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的検証に基づいた国際的な資源管理措置を早急に構築し、資源の持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図るよう、関係国に対し引き続き強く働きかけること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 地域資源を活用し農商工連携や観光、更には医療や福祉とも連携して6次産業化を進め、地域の若者の雇用創設に向けた支援策を強化すること。

- (2) 日本型直接支払制度の事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

- (3) 多面的機能支払交付金については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するため、支援策の拡充・強化を図り、必要な財源を確保すること。

- (4) 鳥獣被害対策については、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、鳥獣被害防止対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

さらに、有害鳥獣捕獲の従事者に対する銃刀法に基づく技能講習の免除延長や狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

- (5) 豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、グリーン社会の実現とともに持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じ

ること。

- (6) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。
- (7) 国際情勢の悪化に伴い、穀物価格の高止まりや需給の逼迫等が懸念されており、食料安全保障の観点から、食料自給率の向上に向け、農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化など、大胆かつ抜本的な対策を講じること。
- (8) 農林漁業者は、国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落、ロシア・ウクライナ情勢による化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等の高騰により収入減となっていることから、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等により、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続・強化すること。

6. 脱炭素社会の実現に向けて

(要 旨)

近年は、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、地球温暖化の進展に伴う気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。

2015年に開かれた第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標が掲げられた。

わが国においては、2020年10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言」が行われ、2021年6月には脱炭素の実現に向けた地域における移行戦略である「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるなど、脱炭素に向けた動きが加速化している。

そのような中、多くの市町村においても「ゼロカーボンシティ宣言」が行われ、各地域で温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められている。

ついては、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進め、持続可能な社会を未来の世代へ引き継いでいくため、国において、次の事項について格別の措置を講ぜられるよう要望する。

記

- (1) 新たに創設された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和を行うとともに、財源の拡充を図ること。
- (2) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標は、国・県・市町村の連携はもとより、事業者や国民が一丸となって取り組まなければ達成できない難しい課題であるため、広く国民に対して、脱炭素の意識を醸成する情報発信、啓発を行うとともに、地球温暖化対策や省エネルギー行動を意識したライフスタイル、ワークスタイルへの転換を促進する施策を行うこと。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの活用や排出ガスの抑制という点で、公共交通機関の利用促進も重要な施策と考えられるため、交通インフラの更新なども含め、地域交通機関の運行支援を行うとともに、唯一の新幹線空白地域となっている四国に、脱炭素社会の実現にも資する新幹

線の整備促進を図ること。

- (4) ロシアのウクライナ侵攻により、エネルギー資源の深刻な供給不足が懸念される。資源に乏しいわが国は、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が80%以上を占めており、そのほとんどが海外への依存であり、現在、エネルギー自給率は10%を下回っている。エネルギー安定供給の観点からも、この改善を図っていくことが急務となるが、再生可能エネルギーの活用推進、省エネルギーの推進、脱化石燃料など脱炭素の取組を推進することにより、エネルギー自給率の改善を図り、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

・ 11月17日 全国町村長大会要望35項目

11月17日に開催された全国町村長大会において満場一致で採択された要望事項について、本県の佐川会長及び河野副会長等が本県選出国會議員に対して、実現方を要望した。

なお、「要望書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

要 望 書

- 1 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化
- 2 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル社会の更なる推進
- 3 町村自治の確立
- 4 町村財政基盤の確立
- 5 デジタル化施策の推進
- 6 地方創生の実現に向けた国土政策の推進
- 7 環境保全対策の推進
- 8 地域保健医療対策の推進
- 9 少子化社会対策の推進
- 10 障害者保健福祉施策の推進
- 11 介護保険制度の円滑な実施
- 12 医療保険制度の安定運営の確保
- 13 国民年金事務の一元化の実現
- 14 孤独・孤立対策の推進
- 15 教育施策等の推進
- 16 農業・農村対策の推進
- 17 林業・山村対策の推進
- 18 水産業・漁村対策の充実
- 19 道路、河川、生活環境等の整備促進
- 20 地域商工業振興対策等の推進
- 21 観光施策の推進
- 22 町村消防の充実強化
- 23 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化
- 24 公職選挙制度の見直し・改善等
- 25 エネルギー対策の推進
- 26 過疎対策等の推進
- 27 豪雪地帯の振興
- 28 半島地域の振興
- 29 離島地域の振興

- 30 人権擁護の推進
- 31 米軍機による低空飛行訓練について
- 32 北方領土の早期返還
- 33 竹島の領土権の確立
- 34 尖閣諸島海域における領海侵犯
- 35 国民保護・安全対策等の推進

◎ 新型コロナウイルス感染症対策

愛媛県知事より、佐川会長に連絡があり、県内の9町に対して新型コロナウイルス感染症への対応のお願いを通知した。通知内容は、次のとおりである。

媛町発第11号
令和4年1月5日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

年末年始の県外との往来に係る新型コロナウイルス感染拡大への警戒について

新型コロナウイルス感染症に係る県の警戒レベルが「感染縮小期」に移行して以来、本県においては落ち着いた状況が続いておりましたが、一昨日、約40日ぶりに感染が確認されました。既に全国では、新たな変異種であるオミクロン株への置き換わりが進んでおり、年末年始の県域を越えた往来増加によるウイルスの持ち込みや持ち帰り、普段顔を合わせない人との会食による感染リスクの高まりなど、本県においても感染拡大が懸念されております。

各町におかれましては、次年度予算編成時期を迎え大変ご多忙のことと思いますが、現在の状況を踏まえ、町内の事業所や学校に対し、基本的な感染回避行動など下記注意事項を周知いただくとともに、感染拡大への警戒にご留意いただきますようお願いいたします。

記

「年明け」の注意事項（R4.1.4 知事会見資料より）

- ◆ マスクの正しい着用やこまめな手洗い・手指消毒、定期的な換気など『基本的な感染回避行動』の徹底
- ◆ 外出時は、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避ける
- ◆ 事業所や学校は、従業員や児童・生徒の体調を確認
- ◆ 会食は、認証店など感染対策が徹底された店舗を利用し、参加者の体調確認や連絡先の把握の徹底
- ◆ 体調不良時は、外出や出勤、通学を控え、医療機関を受診

媛町発第33号
令和4年1月12日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

「オミクロン株感染拡大特別警戒期間」発令に伴う感染拡大防止措置の徹底について

現在、愛媛県では、オミクロン株の置き換わりによる新型コロナウイルスの新規感染者が急増しており、本日、新たな警戒レベル「オミクロン株感染拡大特別警戒期間」が発令されました。県内は既に第6波に突入し、これまでに経験のない急激な感染拡大が進行しており、県民に対し特措法に基づく新たな要請もなされたところです。

各町におかれましては、現在の状況に鑑み、強い危機感をもって感染拡大防止対策を講じていただくとともに、下記要請事項の町民への周知徹底のほか、成人式参加者に対する注意喚起に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

記

要請事項（法要請）

- ◆ 県外往来自粛
 - ・ 県外との不要不急の出張・往来自粛
- ◆ 県内行動自粛
 - ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛
- ◆ 会食注意
 - ・ 大人数、長時間を避けて（1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし）
 - ・ 県外往来や来県者と接触のある方は、参加は極力控えて
 - ・ 発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状（下痢）など風邪症状のある方は、絶対に参加しない、させない
 - ・ 認証店など、感染対策を徹底されたお店を利用（特に換気の確認）

注意喚起（成人式へ参加された方等へのお願い）

- ◆ 成人式への参加者（特に、県外者とマスクなしで会話や会食を行った方）
 - ・ 当面 1 週間、人混みや会食への参加を極力控えて
- ◆ 成人式に参加した方と同居する家族（少しでも症状があれば）
 - ・ すぐに、連絡のうえ、医療機関を受診

媛町発第68号
令和4年1月18日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」における追加対応の
要請について

先般、愛媛県の警戒レベルが「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」に移行し、県内全域で感染防止対策、注意喚起に努めていただいているところですが、未だ収束の兆しは見え、危機的状況が続いています。特に、幼稚園、保育所、小・中・高校生のお子さんを介した家庭内感染による40代の方の感染率が高まっております。保育・教育機関での感染回避行動の更なる徹底が求められています。

つきましては、保育・教育機関における不織布マスクの着用、こまめな手指消毒など基本的な感染回避行動の徹底とともに、県又は県教委による要請を踏まえ、身体接触や発声を伴う活動の抑制、部活動の中止などに迅速に対応いただきますようお願いいたします。

第6波の収束に向けて、これからの1ヶ月が正念場と捉えています。町村会と致しましても、県及び各市町が連携し、収束に向け最大限の取り組みを行うことが必要と考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

媛町発第110号
令和4年1月27日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」における追加対応の
要請について

現在の「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」において、県内は、行政はもとより、各種事業所、家庭に至るまで、最大限の警戒がなされているところですが、未だ新規感染者数は高い水準を維持しております。

特に、幼稚園、保育所、小学校の児童や、高齢者施設利用者などの感染事例が頻発しており、園内活動や、入浴サービス利用時において、マスクの着用が徹底されていないことが想定されます。各町におかれましては、改めて保育・教育機関、高齢者施設などに対し、体調や年齢に十分配慮した上で、「不織布マスクの着用徹底」を要請いただきますようお願いいたします。

また、今月31日より申請受付が開始される「事業復活支援金」につきまして、第6波の影響を受けている事業所に対し、周知等いただきますようお願い申し上げます。

令和4年1月29日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀

オミクロン株の特徴を踏まえた効果的な対策について

愛媛県内は、オミクロン株による感染拡大が続いており、本日発表が予定されている新規感染者数は、350人を超える見通しとなっております。

これまでの状況について愛媛県が分析したところ、①高齢者施設（特別養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・デイサービスなど）、②幼稚園・保育所・小学校・中学校、③職場におけるマスク（不織布）の未着用の場面、換気不足が主な拡大要因となっているとのことです。

中村県知事から、主要感染箇所、要因の絞り込みによる効果的な対策の徹底により、事態の収束に繋げていきたいとの連絡がありましたので、休日のところ申し訳ありませんが、各町におかれましても、分析結果を基に対象施設への警戒・対策強化を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

媛町発第136号
令和4年1月31日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

高齢者福祉施設への注意喚起について

一昨日、急遽要請文書を送付させていただきましたが、理事者様はじめ各町職員の皆様には、お休みのところご対応いただきありがとうございました。オミクロン株による感染拡大要因はお知らせしたとおりであり、高齢者福祉施設においては、管理者、職員の方々が細心の注意を払っておりますが、保健所からは、入浴や食事、トイレなど身体接触を伴う介助の場面等では特に注意が必要との声が寄せられています。長引くコロナ禍において、慣れや油断から更なる拡大を招く事態を避けるためには、対象を絞り込んだ重点的な対応が必要と考えております。

つきましては、各町において、高齢者福祉施設に対する、不織布マスクの着用、適切な換気など、個別の注意喚起を実施いただきますようお願いいたします。

なお、愛媛県による感染要因等の分析データについて、近日中に各市町に送付されるとのことですので、効果的な対策実施に係る参考資料としてご活用ください。

令和4年2月5日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀

学校現場における感染症対策の徹底について

「オミクロン株 感染拡大特別警戒期間」に移行して約3週間が経過しました。各町におかれましては感染回避行動の徹底を呼び掛けていただき、県内の新規感染者数は高いながらも踏みとどまっている状況です。

先般、高齢者福祉施設への注意喚起をお願いしたところですが、感染拡大の要因には学校現場での不織布マスク未着用の場面、換気の不徹底も挙げられており、県教育委員会からは、各町教育委員会に対し、事例に基づく保健所からの指導助言に関する通知がなされております。

ワクチン未接種の幼児児童が多く在籍する幼稚園や小学校における感染防止対策の実践と、幼児児童への丁寧な指導が、感染拡大に歯止めをかけることに繋がりますので、各町におかれましては、教育委員会部局と情報を共有し、連携して感染症対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

《参考文書》

学校現場での新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた保健所からの指導助言について

(令和4年1月29日付3教保第664号)

媛町発第182号
令和4年2月8日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

えひめ版応援金の活用周知について

新型コロナウイルス感染症第6波の影響により新規感染者数が高止まりする中、各町におかれましては、オミクロン株の特徴を踏まえ、対象の絞り込みによる効果的な対策の徹底に尽力いただいております。誠にありがとうございます。本日発表の新規感染者数は、244人と依然高い水準となっておりますが、前週と比較し改善の兆しが見え始めております。未だ予断を許さない状況ですが、収束に向け引き続きご協力をお願いいたします。

さて、本日の知事会見で「えひめ版応援金(第4弾)」が発表されました。県内経済情勢の停滞が長引く中、対象期間を延長する内容となっておりますが、3回目のワクチン接種を進める市町に配慮し、前回同様、申請から支給までを愛媛県が担うものとなっております。

つきましては、各町においてワクチンの3回目接種を円滑に進めていただくとともに、町内事業所に対し、「えひめ版応援金(第4弾)」の積極的な活用を周知いただきますようお願いいたします。

令和4年2月20日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症第6波による感染拡大の抑止について

各町におかれましては、3回目となるワクチン接種の円滑な実施とともに、本会を通じた県の各種要請に迅速に対応いただいております。誠にありがとうございます。しかしながら、皆様ご承知のとおり、県内の陽性者数は引き続き高い水準を維持しており、近日の感染状況から再拡大の懸念も高まっております。

長引く第6波の影響で、住民並びに事業者の皆様のご負担も高まっているものと思いますが、感染拡大に歯止めをかけ、減少局面に繋げるためには、ここが正念場となりますので、今一度感染症対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

特に注意すべきポイント



- * 不織布マスク(機能同等のもの)をしっかりと着用
- * 密を避け、特に屋内では距離を保つ
- * 流水とハンドソープ(石けん)でこまめに手洗い
- * 商業施設等は退店時にも手指消毒を
- * 1時間に2回以上、数分間しっかりと換気

令和4年2月28日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀

新型コロナウイルス感染症の再拡大傾向を踏まえた注意喚起について
年明け以降、県内は新型コロナウイルス感染症第6波の影響下にあり、感染者数は高止まりの状況が続いておりましたが、愛媛県が明日発表予定の感染者数は**大幅に増加する見込み**であり、**再び拡大傾向**に転じる可能性が高まっております。
各町におかれましては、これまでも本会又は県知事等からの要請に対し、感染防止対策に万全を期していただいておりますが、再拡大の傾向が見られる現状を受け、各町の住民の皆様に対し、**一層の注意喚起**を行っていただきますようお願いいたします。
第6波の収束に向け、ここで踏みとどまり、減少局面に繋げていけますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

媛町発第299号
令和4年3月2日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン接種【3回目】の円滑な実施について(お礼)
新型コロナウイルス感染症第6波の影響が続く中、県及び本会からの各種要請に対し、迅速にご対応いただき誠にありがとうございます。
本日、県知事より、本県のワクチン接種率(3回目)が全国上位(9位)となっている旨連絡があり、円滑な接種体制の構築に取り組む各町のご尽力に対し、感謝の言葉をいただきました。
残念ながら、本日発表の感染者数も300人を超え、再び感染拡大の兆しが見えておりますが、ワクチン接種の更なる促進に取り組むとともに、県下一体となった感染防止対策により、この難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

媛町発第303号
令和4年3月4日

久万高原町長 河野 忠康 様
松前町長 岡本 靖 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大区域との往来注意について

新型コロナウイルス感染症の第6波が長期化する中、県内の感染者数は、高止まりのまま一進一退の状況が続いております。特に、県内の感染者数の半数以上を占める松山及び中予保健所管内においては、ここ数日、感染者数が増加傾向にあり、中村知事より、管内市町に対する最大限の警戒要請がありました。

つきましては、県内の感染状況にご留意いただき、感染拡大区域との往来に係る注意喚起をお願いするとともに、繰り返しとなりますが、基本的な感染回避行動の徹底を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

媛町発第406号
令和4年3月15日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

年度替わりにおける人流及び会食機会の増加に対する注意喚起について
国内18都道府県に適用されている「まん延防止等重点措置」の解除が検討される中、愛媛県においては、感染者数が高止まりし、一進一退の状況が続いております。また、年度替わりの時期を迎え、進学や就職、人事異動に伴う人流とともに、お花見などの会食機会の増加も見込まれるなど、一層の警戒が必要な状況です。

愛媛県では、地域により感染者数の状況に違いがあることから、県下一律の規制は行わない方針ですが、各自治体の状況に応じた注意喚起について、中村知事より要請がありました。

各町におかれましては、これまでも感染防止対策を徹底いただき、感染者数の抑制に効果を上げていただいておりますが、年度末、春の行楽シーズンを迎え、下記事項を参考に適宜注意喚起をいただくとともに、最大限の警戒に努めていただきますようお願いいたします。

記

「年度替わり」の注意事項

- ①会食を伴う恒例行事での感染リスク
- ②転入（転勤・転居など）による感染リスクの持ち込み
- ③往来・出張などによる感染リスクの持ち帰り

「花見」の注意事項

- 家族・友人・職場の同僚など日頃会っている身近な範囲で、大人数、長時間、密を避けて
- 体調不良の方や、感染リスクの高い行動をとった方は参加しない・させない
- 食事中以外は必ずマスクを着用、グループ間は適度な距離を
- 大皿は避け、食器は個別、使い回ししない
- 感染防止対策（手洗い、手指消毒等）の徹底を

「県管理公園」の対応

- HP や掲示板等で花見の注意事項を周知
- 定期的な見回りを行い、必要に応じて注意喚起

(愛媛県HPより)

媛町発第541号
令和4年3月31日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて

年明け以降拡大した新型コロナウイルス感染症の陽性者数は、今なお高止まりの状況が続く、人流の伴う年度替わりの時期を迎えるとともに、新たな変異株(BS・2)の置き換わりが進む中、減少局面への転換は見通せない状況となっております。

しかしながら、重症化リスクの低い変異株の特性や、全国平均を上回る高齢者への3回目ワクチン接種の進展により、病床使用率の低下や医療負担の軽減は顕著となっており、今後の感染症対策については、陽性者数の増減に捉われることなく、感染状況の分析と、医療機関等の状況などを基に、柔軟に対応すべきものと考えております。

現在の状況を踏まえ、愛媛県では、基本的な感染回避行動の徹底を前提に、行動制限の緩和を検討され、本日の知事会見において、下記項目等を公表する旨、中村知事より連絡がありました。つきましては、各町におかれましても、基本的な感染回避行動の徹底に留意しつつ、社会経済活動の再開に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、下記内容につきましては、一部変更される可能性もあることから、知事会見まで非公表としてください。

記

1. 警戒レベルの引き下げ オミクロン株感染拡大特別警戒期間 ⇒ 感染警戒期
2. 会食制限の見直し 1テーブル4人以下 ⇒ 制限なし
※継続(大人数、長時間を避けて、認証店で)
3. 県外往来 不要不急の往来自粛 ⇒ 十分注意して往来
4. 県内宿泊旅行代金割引 停止 ⇒ 再開(近日中)

令和4年4月2日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀

新型コロナウイルス感染症（BA・2）の拡大警戒について

昨日、新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが「特別警戒期間」から「感染警戒期」に切り替わりました。基本的な感染回避行動の徹底を前提に、社会経済活動の再開に向け、行動制限の一部が緩和されましたが、感染力の強い変異株（BA・2）が広がりを見せており、警戒を維持する必要があります。

BA・2 につきましては、これまで東・中予で確認されておりましたが、昨日は県内で5例発生し、南予地方でも複数の事例が確認されており、県内全域への拡大が懸念されております。4月に入り、お花見や会食の機会が増える時期となりますが、各町におかれましては、改めて基本的なルールの遵守を呼びかけていただきますとともに、引き続き県内の感染動向を注視し、警戒意識を共有していただきますようお願いいたします。

媛町発第637号
令和4年4月5日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

感染警戒期における新型コロナウイルス感染症への注意喚起について

各町におかれましては、新年度を迎え、新型コロナウイルス感染症対策とともに、社会経済活動の再開に向けた取り組みを進めていただいていることと思います。

先般、オミクロン派生型のBA.2株の広がりについて、警戒意識を共有いただくようお願いしたところですが、昨日、中村知事より、本日（4/5）発表の陽性者数が過去最高となるとの連絡がありました。

皆様のご尽力により、各町における陽性者数は抑制されておりますが、BA.2株の特性から急拡大も懸念されます。感染拡大への警戒につきまして、改めてご留意いただきますようお願いいたします。

媛町発第710号
令和4年4月12日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症（BA・2株）の動向注視について

新型コロナウイルス感染症の変異株（BA・2）の広がりについては、県下全域で警戒意識を共有いただいているところですが、本日発表の陽性者数は、過去最高を更新する見込みであり、県内全ての保健所で増加傾向が認められるなど、同株への置き換えは確実に進んでいる状況です。

中村知事からは、基本的な感染回避行動の徹底を前提とした現在の対応を維持するとともに、特にこれからの数日の動向について、注視する必要がある旨連絡がありました。

BA・2株の特性及び現在の状況から、当面の間、増加と減少を繰り返しつつ微増していくことも考えられます。各町におかれましても、陽性者数の推移とともに、県による分析結果などの動向に注意していただきますようお願いいたします。

4 事務連絡
令和4年4月22日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

ゴールデンウィークにおける新型コロナウイルス感染症の
注意喚起について

各町におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策とともに、社会経済活動の再開に向けた取り組みを進めていただいていることに対し、厚くお礼申し上げます。

皆様のご尽力により、県内の陽性者数は先週と比べ抑制されているものの、ここ1週間で約30件のクラスターが発生し、そのうち20件は職場内のクラスターとなっており、仕事関係による感染が増えているとの連絡が、本日、中村知事からありました。

これから、ゴールデンウィークを迎え、県外との往来や会食の機会が多くなる時期となり、職場から家庭内に持ち込まれ、家庭から学校への感染も懸念されます。

各町におかれましては、基本的な感染回避行動の徹底を前提とした現在の対応を維持するとともに、大型連休に伴う感染拡大に改めてご留意いただきますようお願いいたします。

媛町発第1206号
令和4年6月28日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について

本県における新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、社会経済活動の再開後も抑制された状況が続いておりましたが、昨日、中村知事より本日(6/28)発表の陽性者数が300人を超える旨、連絡がありました。

各町におかれましては、ウィズコロナに向け、各種イベント等を実施されているほか、現在は参議院議員選挙期日前投票も実施されていることと思いますが、改めて、感染症対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

媛町発第1248号
令和4年7月5日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に係る注意喚起について

オミクロン変異株BA・5への置き換わりから、全国的に感染者数が増加傾向にあります。本県においても、本日発表の陽性者数が580人を超え、過去最多となる見込みであると、中村知事より連絡がありました。

感染状況から、ワクチン未接種者の割合が高い傾向にあることが確認されており、各町におかれましては、改めてワクチンの接種勧奨に努めていただきますとともに、引き続き基本的感染回避行動の徹底や会食時の留意事項について、注意喚起をお願いします。

本県においても、BA・5への置き換わりが進んでいることを懸念しております。増加要因等について、県において分析を進められると思いますので、今後の動向を注視いただきますようお願いいたします。

媛町発第1289号
令和4年7月12日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症警戒レベルの引き上げについて

既に報道等でもご確認いただいていることと思いますが、本日公表の本県陽性者数が1,000人を超える見込みであり、警戒レベルを「特別警戒期間」へと引き上げる旨、中村知事より連絡がありました。

置き換わりの進むBA・5系統を含め、オミクロン株は重症化率が低いと言われておりますが、病床使用率は徐々に高まっており、警戒レベルの引き上げはやむを得ない状況です。

先般の通知でもお伝えした通り、急激な陽性者上昇の一因としてルールを逸脱した会食が挙げられております。社会経済活動を維持するためには、県民一人ひとりが定められたルールを遵守し、感染回避行動を徹底することが必要です。

警戒レベルの引き上げを機に、住民の方々に更なる注意喚起をお願いします。

媛町発第1296号
令和4年7月13日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

特別警戒期間における感染防止対策の徹底について

昨日、愛媛県の警戒レベルが「特別警戒期間」へ引き上げられることに伴い、住民の方々への注意喚起をお願いしたところですが、県記者会見における要請事項について、改めて中村知事より協力依頼がありました。

BA・5系統への置き換わりが進む中で第7波を迎え、感染リスクは非常に高い状況となっておりますが、社会経済活動を維持し、更なる感染拡大を抑制するためには、県民一人ひとりのルールの順守と、官民の連携による高い次元の感染防止対策が必要です。

つきましては、「地域のイベント開催における感染防止対策の徹底について」(令和4年7月12日付け県知事発出文書)を踏まえ、各町において、改めて住民の方々に対し社会経済活動を行うための前提条件の順守を呼びかけていただきますとともに、地域イベントの総点検、主催者との対策協議や注意喚起等を行っていただきますようお願いいたします。

媛町発第1351号
令和4年7月20日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

感染拡大に伴う最大限の警戒要請について

愛媛県の警戒レベルが「特別警戒期間」へ移行し、1週間が経過しましたが、感染拡大傾向は依然続いており、中村知事からは本日発表の陽性者数が2,000人に迫る勢いであるとの情報提供がありました。

3連休明けとはいえ、過去最多となった先週から倍増しており、行動制限を検討せざるを得ない状況が近づいているものと思われます。

特に東予地区における陽性者の増加が顕著となっておりますが、学校の夏季休業を控え、移動に伴う県下全域への拡大も懸念されます。

つきましては、本日の知事会見を注視いただき、危機意識を共有するとともに、感染拡大への最大限の警戒と、地域住民への注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

媛町発第1412号
令和4年8月1日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症第7波の現状とイベント実施時における
注意事項について

新型コロナウイルス感染症第7波により、本県においても連日高い水準で陽性者が確認されております。当初、東予地区で顕著であった陽性者数の増加は、既に中予・南予地区へも波及しており、県下全域に広がりを見せています。

中村知事からは、病床のひっ迫が50%を超える勢いであり、今後の状況次第では一般診療への影響が懸念されるとの連絡がありました。

各町におかれましては、既に感染拡大に最大限の警戒と注意喚起を行っていただいております。県において、現時点で社会経済活動を制限する予定はないようですが、イベントの実施については、「地域のイベント開催における感染防止対策の徹底（令和4年7月12日付け愛媛県知事通知）」、「感染防止対策の確認や見回り等の流れ（令和4年7月13日付け愛媛県社会福祉医療局保健福祉課通知）」を参考に、十分ご検討いただきますようお願いいたします。

陽性者数の抑制のため、引き続き各町のご協力をお願いいたします。

媛町発第1452号
令和4年8月9日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

BA.5対策強化宣言の発出と夏季イベント等に対する注意喚起について
新型コロナウイルス感染症第7波による医療機関の負荷増大傾向を踏まえ、本日、「BA.5対策強化宣言」を発出する旨、中村知事より連絡がありました。

社会経済活動との両立のため、夏季イベントなどが開催されるとともに、お盆を控え、帰省による更なる人流の増加も見込まれており、当該宣言の発出はやむを得ないものと考えております。

つきましては、県下全域で危機感を共有するとともに、各町におかれましては、今後開催が見込まれる夏季イベントについて、中止や延期も視野に再点検を行うなど、改めて地域の実情に応じた注意喚起を徹底いただきますようお願いいたします。

愛媛県における対策強化宣言の詳細につきましては、本日の知事会見で明らかになるものと思っておりますが、引き続き各町のご協力をお願いいたします。

媛町発第1490号
令和4年8月18日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

各町の状況に応じた感染防止対策の周知・徹底について

県による「BA.5対策強化宣言」の発出から1週間が経過しましたが、お盆等の帰省による人流増加もあり、本日発表の新規陽性者数も昨日の3,316人を超え過去最多となる旨、中村知事より連絡がありました。

「宣言」は、行動制限が伴わず、抑制効果は限定的とならざるを得ませんが、県による感染状況の分析を踏まえ、各町が地域の状況に応じた感染防止対策を周知・徹底することで、現状に歯止めをかけることに繋がるものと考えております。

つきましては、各町HPや行政無線、SNSなどを活用し、感染回避行動の徹底等をきめ細かく呼びかけていただくとともに、感染拡大傾向にある地域においては、公共施設の利用制限を行うなど、状況に応じた対策を徹底いただきますようお願いいたします。

媛町発第1910号
令和4年10月27日

各町長 様

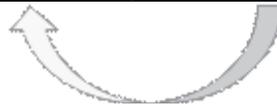
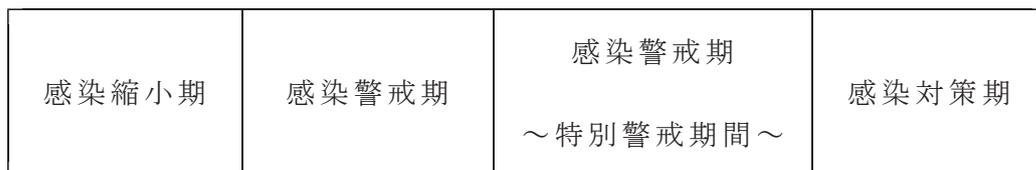
愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症警戒レベルの切り替えについて

新型コロナウイルス感染症に係る愛媛県の警戒レベルは、9月17日に「BA.5 医療危機（対策強化）宣言」が解除され、現在は「感染警戒期（特別警戒期間）」となっており、以降、新規陽性者は抑制傾向にあります。

現在の状況を受け、一部の地域（新居浜市・西条市）を除き、警戒レベルをさらに一段階引き下げる（感染警戒期へ）こととし、明日の知事会見において発表する旨、中村知事より連絡がありました。

各町におかれましては、引き続き感染回避行動の徹底に留意しつつ、社会経済活動との両立にお取り組みいただきますようお願いいたします。



媛町発第2089号
令和4年12月6日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症第8波に伴う注意喚起について

愛媛県における新型コロナウイルス感染症の陽性者数が本日2,000人を超える旨、中村知事より連絡があり、県内には既に第8波が到来しているとの認識を示されました。インフルエンザとの同時流行も含め、今後急速に拡大する可能性も懸念されております。

昨日、愛媛県の警戒レベルは「感染警戒期（特別警戒期間）」に引き上げられましたが、今後の医療逼迫を回避するためには、感染回避行動の徹底、ワクチン接種の推進、医療機関の適正受診の推奨が不可欠です。

重症化リスクの低い現行株の特性から、社会経済活動への制限はありませんが、各町におかれましては、町民の方々への注意喚起を強化していただきますようお願いいたします。

感染縮小期	感染警戒期	感染警戒期 ～特別警戒期間～	感染対策期
-------	-------	-------------------	-------

媛町発第2154号
令和4年12月15日

各町長 様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

「医療逼迫警戒宣言」の発出について

既に皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う県内医療機関の負担は増加の一途を辿っており、現在の状況を受け、本日の会見において「医療逼迫警戒宣言」を発出する旨、中村知事より連絡がありました。

宣言発出後も、県民に対する行動制限は求めませんが、医療機関・薬局における休日診療や無料検査場の拡充、希望する障がい者施設・教育機関等への検査キットの配布などを行う予定とされており、詳細につきましては、本日の知事会見をご確認いただきますようお願いいたします。

年末年始に向け、医療機関の更なる逼迫を回避するため、各町におかれましても、町民の方々への注意喚起を継続・強化していただきますようお願いいたします。

- 感染回避行動の徹底
- ワクチン接種の推進
- 医療機関の適正受診の推奨

◎ 自治研修等

1 令和4年度町職員研修会

令和4年度 町職員研修会実施計画

愛媛県町村会

- 1 目的 地方分権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体職員に求められる役割は一層重くなっている。こうした中、地方公務員としての高い倫理観と使命感を育み、本格化する分権型社会を担うとともに、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することを目的とする。
- 2 研修名 (1)新規採用職員研修 令和4年度の新規採用職員を対象(2日)
(2)初級職員研修 勤続2年~3年の職員を対象(1日)
(3)中級職員研修 勤続4年~5年の職員を対象(1日)
(4)係長職員研修 係長相当の職にある者を対象(1日)
(5)人物試験評価者講習(1日)
(6)法制執務研修(1日)
(7)管理職員研修(1日)
- 3 実施場所 前記(1)については、「愛媛県県民文化会館 2階 真珠の間」において実施する。
なお、(2)~(7)は、愛媛県自治会館、えひめ共済会館等(予定)において実施する。
- 4 研修時期 (1) 新規採用職員研修 令和4年5月17日~18日
(2) 初級職員研修 令和4年8~9月頃(予定)
(3) 中級職員研修 - " -
(4) 係長職員研修 - " -
(5) 人物試験評価者講習 令和4年8~9月頃(予定)
(6) 法制執務研修 令和4年8~9月頃(予定)
(7) 管理職員等研修 令和4年10月頃(予定)

(1) 新規採用職員研修

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、新規採用職員研修会（新規採用職員を対象）を愛媛県県民文化会館で開催した。

研修会受講者数は 81 人

△ 研修実施科目・時間表

令和 4 年度町新規採用職員研修会日程

1 日目

日 時：令和 4 年 5 月 17 日（火）

場 所：愛媛県県民文化会館 2 階 真珠の間 A

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:20	受付・開場
10:20～10:30	開会
10:30～12:00	「公文書の作成と扱い方」 愛媛県市町振興課 主幹 廣瀬 智也 氏
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	「自己啓発・マナー」 全日本作法会 山辺 桂子 氏
14:45～16:15	「公務員のあり方」 愛媛県市町振興課 主幹 古田 啓治 氏

2 日目

日 時：令和 4 年 5 月 18 日（水）

場 所：愛媛県県民文化会館 2 階 真珠の間 A

研修時間	研修テーマ・講師
09:30～09:50	受付・開場
09:50～10:20	会長講話 愛媛県町村会長 砥部町長 佐川 秀紀 氏
10:30～12:00	「地方自治・財政・税のしくみ」 愛媛県市町振興課 係長 米田 祐司 氏
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	「電話対応」 テルウェル西日本 祁答院 千秋 氏
14:45～15:45	「地方公務員共済制度」 愛媛県市町村職員共済組合 係長 松友 望 氏
15:45～	閉会

(2) 初級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、初級職員研修会（2～3年の職員を対象）を会場にて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりYouTubeの配信で開催した。

なお、研修会資料は各町へ送付した。

令和4年度初級職員研修会の動画配信

科目	講師名
地方財政制度	愛媛県市町振興課 係長 松本 直丈 氏
地方税制度	愛媛県市町振興課 係長 山崎 光範 氏
選挙制度	愛媛県市町振興課 係長 中田 教夫 氏
地方公務員制度	愛媛県市町振興課 主幹 廣瀬 智也 氏
地域おこし	ミカタスイッチ（株）社長 納堂 邦弘 氏
地方自治制度	愛媛県市町振興課 係長 米田 祐司 氏

(3) 中級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、中級職員研修会（4～5年の職員を対象）をNOSAIえひめで開催した。

研修会受講者数は45人

△ 研修実施科目・時間表

令和4年度中級職員研修会日程

中級職員研修会

日 時：令和4年10月4日（火）

場 所：NOSAIえひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:20	受 付・開 場
10:20～10:30	開 会
10:30～12:00	「防災について」 愛媛大学大学院 教授 森脇 亮 氏
12:00～13:00	休 憩
13:00～14:30	「地方自治制度と地方自治法の概要」 松山大学法学部 教授 妹尾 克敏 氏
14:40～16:10	「地域おこし」 元地域おこし協力隊 矢間 大蔵 氏
16:20～16:30	閉 会

(4) 係長職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、係長職員研修会（係長の職員を対象）をNOSAI えひめで開催予定した。

研修会受講者数は28人

△ 研修実施科目・時間表

令和4年度係長職員研修会日程

係長職員研修会

日 時：令和4年10月5日（水）

場 所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:20	受付・開場
10:20～10:30	開会
10:30～12:00	「デジタル変革の推進」 愛媛県市町 DX 推進統括責任者 菅原 直敏 氏
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	「民間に学ぶ(コーチング)」 Office123 代表 谷 益美 氏
14:40～16:10	「これからの地域づくり」 愛媛県市町振興課 課長 森 佑布 氏
16:20～16:30	閉会

(5) 人物試験評価者講習

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、人物試験評価者講習（町の面接試験担当者を対象）は、昨年度に引き続き、参集形式での開催は中止し、各町においてオンデマンド方式で視聴する研修会を「実施要領」により開催した。

「優れた人材を確保するために」

公益財団法人日本人事試験研究センター

研修講師 武廣 巖 氏

令和4年度人物試験評価者講習実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

近年、町の職員採用試験において、人物重視の観点から、面接試験の比重が高まっている。一方、面接試験は、面接者の主観的判断が働きやすいため、面接者相互間で評価結果が異なる場合があるなど、その弱点も指摘されている。

このことから、面接試験の基礎知識、質問の技法、評価の技法を修得することにより、今後の面接試験の適切な実施に寄与することを目的とする。

2 研修動画配信期間 令和4年6月22日（水）～令和4年7月29日（金）

3 研修講師

公益財団法人 日本人事試験研究センター

4 研修受講対象者

面接試験官及び面接試験担当者

(6) 令和4年度法制執務研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、法制執務研修会（町の法制執務担当職員およびこれに準ずる職員を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、28人

令和4年度法制執務研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

町の法制執務担当職員として必要な条例、規則の立案、解釈等の知識を修得することにより、当該町の法制の整備充実に資することを目的とする。

2 「ぎょうせいeアカデミー」eラーニング視聴可能期間

令和4年9月21日（水）～令和4年11月20日（日）

3 研修講師

株式会社ぎょうせい法制ソフト課 山下 勝弘 氏

4 研修受講対象者

法制執務担当職員およびこれに準ずる職員
（法令の読み方等基礎知識の習得に関する研修とし、原則として初心者を対象とする）

5 研修経費

受講者3名までについては本会が負担し、受講者が4名以上の場合は、3名を超える人数から1人につき7,040円（税込）を、各団体においてご負担くださいますようお願いいたします。

6 その他

- (1) eラーニングでの研修方法としており、株式会社ぎょうせいから、配信期間の前日に受講者のメールアドレスにURL等が送付されます。
- (2) 送付されたURL等の使い回しは禁止されておりますので、必ず受講される方全員の名簿をご提出ください。

(7) 令和4年度管理職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、管理職員研修会（副町長及び人事・労務管理担当（議会事務局・教育委員会を含む）部課の管理職員または人事担当者を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、28人

令和4年度管理職員研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

人事・労務管理職員等に対する人材育成・人事評価制度の重要性を意識付け、管理職員としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 「ぎょうせいeアカデミー」eラーニング視聴可能期間

令和4年12月21日（水）～令和5年2月20日（月）

3 研修科目 「公務員の人事評価の基礎」

(1) 地方公務員の人事評価

人事評価導入の背景とねらい、地公法の中の人事評価の概要、以前の勤務評定と人事評価の違い、人事評価制度の仕組み、国の人事評価制度の概要、国の人事評価結果の活用、人事評価と人材育成、人事評価結果の活用状況等調査結果

(2) 人事評価の基本

人事評価制度の必要性、人事評価制度の主な目的、人事評価制度の必要性と目的、地方公務員の人事評価制度の主な特色、人事評価と人材育成の具体例、人事評価で評価する範囲

(3) 業績評価

業績評価の概要、個人目標設定から業績評価への流れ、目標設定の手順、目標設定のポイント、業績評価を実施する際の手順

(4) 能力評価

能力評価の概要、能力評価の手順、評価の各段階における留意点、評価者が陥りやすい評価エラー

(5) 面談

面談の目的、面談実施のポイント・留意点

4 研修講師

株式会社ぎょうせい研究員 橋本 周平 氏

5 研修受講対象者

副町長及び人事・労務管理担当（議会事務局・教育委員会を含む）部課の管理職員または人事担当者

6 研修経費

受講者 5 名までについては本会が負担し、受講者が 6 名以上の場合は、5 名を超える人数から 1 人につき 3,300 円（税込）を、各団体においてご負担くださいますようお願いいたします。

7 その他

- (1) e ラーニングでの研修方法としており、株式会社ぎょうせいから、配信期間の前日に受講者のメールアドレスに URL 等が送付されます。
- (2) 送付された URL 等の使い回しは禁止されておりますので、必ず受講される方全員の名簿をご提出ください。

(8) 令和4年度町長特別研修会

9月26日午後2時40分から全国町村会館2階「ホールB」で令和4年度町長特別研修会を開催し、県内7人の町長が出席した。

研 修 会 次 第

1 開 会 (14:40)

2 会長あいさつ 会長 佐川 秀紀

3 研 修

○演題 地方創生SDGs達成への取り組み (14:45～14:55)

講師 内閣府地方創生推進室
参事官 谷 浩 氏

○演題 地方分権改革・提案募集について (14:55～15:45)

講師 内閣府地方分権改革推進室
参事官 園田 雄二氏
調査員 岩佐 千恵氏

〈 休 憩 〉 (15:45～16:00)

○演題 町村を取り巻く状況について (16:00～17:00)

挨拶 全国町村会
事務総長 横田 真二氏
講師 全国町村会 総務部
次長 角田 秀夫氏

4 閉会のことば 副会長 河野 忠康

5 閉 会 (17:05)

◎ 令和4年12月末、積立金並びに会計現況

1 積立金

・ 振興基金積立金	338,215,000円
・ 災害見舞金基金積立金	21,544,000円

2 会計現況

・ 歳入累計額	62,666,348円
・ 歳出累計額	40,500,574円
・ 歳入歳出累計額	22,165,774円

◎ 全国町村会総合賠償補償保険事業

加入状況及び支払実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 団体生命共済（弔慰金）事業

加入状況及び給付実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 任意共済保険事業

加入状況及び給付状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 個人年金共済保険事業

加入状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 令和3年度軽自動車税申告書取扱状況

軽自動車税申告書データの取り扱いについては、平成19年4月から電算化を導入、事務処理は、一般社団法人軽自動車協会愛媛県事務所へ委託し、取扱件数等は年度単位で把握することとなった。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの件数は次のとおり。

申告書種別	取扱件数(枚)
軽自動車税申告書(新規分)	33,964
軽自動車税廃車申告書	29,844
軽自動車税変更申告書(移転・変更分)	95,450
合計	159,258

なお、令和4年3月末現在、10市7町が電算化を導入しており、その市町は次のとおり。

- ・市 松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市
四国中央市、西予市、東温市
- ・町 松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

◎ 町行財政状況等の調査

町における行財政状況および特定事項（全国町村会・他県町村会等の依頼も含む）について、下記のとおり調査を実施した。

- 4月13日 法令外負担金事務取扱状況調査について（福井県町村会）
- 20日 町村長等の給料月額調査について（全国町村会）
- 5月11日 令和5年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）」の意見照会について（全国町村会）
- 7月11日 令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震に伴う被災市への中長期の職員派遣要望について（全国町村会）
- 9月 8日 町村長名等の照会について（全国町村会）
- 9日 地方公共団体金融機構への職員の派遣について（全国町村会）
- 30日 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調（本会）
- 11月22日 令和5年度における被災市町村に対する職員等の派遣及び元職員等の情報提供について（全国町村会）

その他、随時、町長、研修、視察の先進地（県内、県外）の調査および各種検討事項等に関する意見を提出するなど回答を行った。

◎ 令和4年度町職員採用試験統一実施

令和4年度町職員採用試験については、次項「実施要領」により、本会での試験問題集等の関係諸資料の取り扱いを、平成2年度から期日統一実施のみ対応することとなり本年度で33回目となり、実施町は次のとおり。

<第1回 7月10日>

松前町 砥部町

<第2回 9月18日>

久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町

<第3回 10月16日>

なし

令和4年度愛媛県町職員採用試験統一実施要領

1 提供問題集の種類

(1) 教養試験

(Standard I・II、Logical I・II、Light)

(2) 社会人試験

(社会人基礎試験(EA・EBセット)、事務能力基礎試験)

(3) 専門試験

(土木、建築、保育士、保健師他試験問題ご利用案内P.11記載の通り)

(4) 各種検査

(事務適性検査(Q)他試験問題ご利用案内P.11記載の通り)

2 受付期間および場所

(1) 受付期間 町において決定するが概ね次のとおりとする。

・第1回(高卒を除く)

自 令和4年 5月27日 至 令和4年 6月 3日

・第2回

自 令和4年 8月 5日 至 令和4年 8月12日

・第3回

自 令和4年 9月 2日 至 令和4年 9月 9日

(2) 場 所 各町役場

3 試験日時および場所

(1) 統一試験日時

・第1回 令和4年 7月10日(日) 午前9時以降に開始

・第2回 令和4年 9月18日(日) 午前9時以降に開始

・第3回 令和4年 10月16日(日) 午前9時以降に開始

(2) 試験開始時刻について

試験開始時刻の違いによる受験者間の問題情報の交換を防ぐため、教養科目（Standard-I・II、Logical-I・II、Light、社会人基礎試験、事務補助職一般試験）及び専門科目の開始時刻は、次のように設定してください。

- ・教養科目 午前（9時以降に開始）
- ・専門科目 午後（正午から13時30分までの間に開始）

※ 専門試験と各種検査は、希望により実施する。

(3) 場 所 町が決定した場所

4 受験資格

町において決定するものとするが、概ね次のとおりとする。

上 級	中 級	初 級
平成 5 年 4 月 2 日から 平成 1 3 年 4 月 1 日まで に生まれた者	平成 1 1 年 4 月 2 日から 平成 1 5 年 4 月 1 日まで に生まれた者	平成 1 3 年 4 月 2 日から 平成 1 7 年 4 月 1 日まで に生まれた者
学歴は問いません	学歴は問いません	学歴は問いません

※「令和 5 年 3 月に高等学校を卒業する方」を対象とする採用試験については、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせにより、令和 4 年 9 月 1 6 日以降に実施していただくことになっております。

5 試験問題集等諸用紙

(1) 試験問題集等の申し込みは、日程表の期日までに概数をFAX又はE-mailで連絡。
(様式 1 <概数申込書>)

(2) 試験問題集の確定数を、日程表の期日までに本会へ申し込み。
(様式 2 <試験問題集申込書>)

(3) 本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ申し込み。

(4) 試験問題集等の発送は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から到着次第、本会から実施町の人事担当課課長あて「簡易書留」で郵送。
(様式 3 <試験問題集等諸用紙送付書>)

(5) 試験問題集等の受領について、本会あてFAXにて送付。
(様式 4 <試験問題集等諸用紙受領書>)

(なお、この試験問題の他に町自体の問題（作文等）を加えても差し支えな

い。)

6 解答用紙および問題集の返送

町の人事担当課の責任者、または、代理者は、試験終了後用紙確認のうえ、直ちに「書留速達郵便・セキュリティ付きゆうパック」で本会あてに郵送または持参。(本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送付。)

7 採点と結果

(1) 採点は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」において行う。

(2) 結果は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から本会へ一括送付されてきた受験者の成績結果①択一得点度数分布表、②高得点順受験者一覧、③受験番号順受験者一覧を各実施町毎に本会から回送。

8 合格発表

前述の採点結果に基づき各実施町で行う。

9 経 費

試験問題の作成経費および採点等の結果処理経費は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ、受験予定者1人当たり教養800円・専門1,200円等を実施町が支払うものとする。

(なお、送金方法は、試験終了後、町から本会へ送金。一括して、本会から「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送金。)

10 その他

この統一試験日以外の日程で試験実施希望にあつては、「公益財団法人日本人事試験研究センター」(東京都新宿区片町4番3号 電話03-5363-9161 FAX03-5363-9165)へ、実施町から直接申し込み等を行うこととする。(別添「試験実施ご利用案内」P.24~37を参照)

＜令和4年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第1回）の日程表＞
 （令和4年7月10日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R4. 5. 20(金)	試験の告示（概ね）	町で行う
2	5. 27(金) ～ 6. 3(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町において変更し てもよい）	町で取りまとめる
3	6. 9(木)	試験問題集の申し込み（概数）	町→本会
4	6. 10(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	6. 16(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町→本会
6	6. 17(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	7月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	7月初旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	7. 10(日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町で実施
12	7. 11日正午までに必着で 発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	7. 12(火)	〃	本会→センター
14	7. 15(金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	7. 19(火)頃	〃	本会→町
16	8月初旬	合 格 発 表	町で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町→本会

注）実施町は→町、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和４年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第２回）の日程表＞
 （令和４年９月１８日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R4. 7. 29 (金)	試験の告示（概ね）	町で行う
2	8. 5 (金) ～ 8. 12 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町において変更し てもよい）	町で取りまとめる
3	8. 17 (水)	試験問題集の申し込み	町→本会
4	8. 18 (木)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	8. 25 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町→本会
6	8. 26 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	9月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町
9	〃	〃 受領（電話 F A X）	町→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	9. 18 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町で実施
12	9. 20日正午までに必着で 発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	9. 20 (火)	〃	本会→センター
14	9. 28 (水) 頃	採 点 結 果	センター→本会
15	9. 29 (木) 頃	〃	本会→町
16	10月初旬	合 格 発 表	町で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町→本会

注）実施町は→町、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和４年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第３回）の日程表＞
 （令和４年１０月１６日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R4. 8. 26(金)	試験の告示（概ね）	町で行う
2	9. 2(金) ～ 9. 9(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町において変更し てもよい）	町で取りまとめる
3	9. 15(木)	試験問題集の申し込み	町→本会
4	9. 16(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	9. 21(水)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町→本会
6	9. 22(木)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月下旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	10月初旬	” 送付（書留で郵送）	本会→町
9	”	” 受領（電話FAX）	町→本会
10	”	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	10. 16(日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町で実施
12	10.17日正午までに必着 で発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	10. 18(火)	”	本会→センター
14	10. 21(金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 24(月)頃	”	本会→町
16	10月下旬	合 格 発 表	町で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町→本会

注）実施町は→町、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

◎ 配付資料

- 1 令和4年度本会事業計画
- 2 令和4年度本会会費の分賦方法について
- 3 令和4年度本会一般会計予算
- 4 令和4年度本会特別会計予算
- 5 令和4年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算
- 6 愛媛県町村会全員連絡会規程の制定について
- 7 愛媛県町村会第75回定期総会次第
- 8 愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会定期総会日程
- 9 各団体役員就任状況一覧表
- 10 令和3年度愛媛県町村会一般会計補正予算（第1号）
- 11 令和4年地方分権改革に関する提案募集について
- 12 「令和4年地方分権改革に関する提案募集」早期事前相談の情報提供について
- 13 国民保護とCBRNE災害対策 XIII（冊子）
- 14 「地域のための脱炭素セミナー」オンライン開講のお知らせ
- 15 県内市町の庁舎内クラスター等発生時継続業務の支援体制について
- 16 行革甲子園2022の応募について
- 17 令和4年度町等公平事務委託費負担金額表（案）
- 18 令和4年度町職員研修会実施計画
- 19 令和4年度四国四県町村長・議長大会開催要綱（案）
- 20 自治体職員の賃金・労働条件の改善に関する要求
- 21 サイクリングしまなみ2022
- 22 マイナンバーカードの普及促進に係るご協力について
- 23 全国町村会都市・農村共生社会創造合同シンポジウムについて
- 24 森林環境譲与税の積極的な活用について
- 25 「全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表」（第1報）の送付について
- 26 愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターの活動について
- 27 公金収納等事務効率化・合理化の取組みの推進について
- 28 行革甲子園2022実施概要
- 29 すべての労働者の生活改善につながる大幅な賃金引き上げと適正人員配置による労働時間縮減、快適な職場環境を求める「要求書」
- 30 2022年諸課題（男女平等推進・人員確保・労働安全衛生闘争・定年延長関連等）の申し入れ
- 31 令和4年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表（第1報）
- 32 令和4年度サマージャンボ宝くじ
- 33 令和3年度本会一般会計補正予算
- 34 令和3年度本会一般会計歳入歳出決算書
- 35 令和3年度本会特別会計歳入歳出決算書
- 36 令和3年度本会特別会計利益処分
- 37 町村長等の給料月額調査（冊子）
- 38 全国町村会主催による「地域のための脱炭素セミナー（第2回配信）」のお知らせ
- 39 令和4年度基準財政需要額・基準財政収入額・財源不足額の調（冊子）
- 40 「全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表」（第2報）の送付について

- 41 「2023年版 町村長手帳」
- 42 「全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表」(第3報)の送付について
- 43 2023年年賀交歓会のご案内について
- 44 町長の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調
- 45 全日本海員組合船員に対する住民税の減免措置に関する資料
- 46 松山大学大学院法学研究科法学専攻(修士課程)
- 47 2023年度大学院学生募集要項
- 48 大学院科目等履修生募集要項
- 49 定年引上げ関連法(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号))の概要
- 50 国立大学法人愛媛大学医学部創立50周年記念事業寄附趣意書
- 51 すべての労働者の生活改善につながる大幅な賃金引き上げと適正人員配置による労働時間縮減、快適な職場環境を求める「要求書」
- 52 自治体職員の賃金・労働条件の改善に関する要求
- 53 令和5年度四国四県町村長・議長大会について
- 54 令和4年度災害共済・保険事業加入推進運動実施要綱
- 55 令和4年度全国町村職員生活協同組合共済事業加入推進運動実施要綱
- 56 試験と研究 第63号～第68号(公益財団法人日本人事試験センター発行)(冊子)
- 57 町村週報(全国町村会発行)(第3185号～第3224号)
- 58 町会報えひめ(本会発行)(第153号～第164号)

(注) 以上配付資料については、他団体からの回送分を含む